

議案第11号

葛飾区個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

行政不服審査法の改正を踏まえ、葛飾区個人情報保護審査会を廃止するほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区個人情報保護に関する条例（昭和60年葛飾区条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「審査会及び」を削る。

第22条第1項中「又は葛飾区個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）」を削り、同条第2項中「又は審査会」を削り、同条第4項を削る。

第23条を次のように改める。

(審理員の指名及び通知並びに葛飾区行政不服審査会への諮問)

第23条 執行機関（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項第3号に掲げる機関であるものに限る。）は、この条例の規定による処分（同法第1条第2項に規定する処分をいう。）に関し、同法第4条の規定により審査請求がされたときは、同法第9条第1項の規定による指名及び通知を行うものとする。

2 執行機関（行政不服審査法第9条第1項第3号に掲げる機関であるものに限る。）及び葛飾区議会は、同法第42条に規定する審理員意見書の提出を受けたときは、同法第43条第1項第2号から第8号までのいずれかに該当する場合を除き、葛飾区行政不服審査法施行条例（平成28年葛飾区条例第 号）第3条に規定する葛飾区行政不服審査会に諮問するものとする。

「第6章 審査会及び保護委員会」を「第6章 保護委員会」に改める。

第24条及び第25条を次のように改める。

第24条及び第25条 削除

第35条中「第25条又は」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(秘密保持義務に関する経過措置)

2 改正前の第24条第2項に規定する葛飾区個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務上知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない義務については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

3 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。